

九重“夢”大吊橋物産直売所等の指定管理者の指定について(経過)

九重“夢”大吊橋物産直売所及び麻生原集会所の指定管理者について、九重町指定管理者選定委員会の指定管理候補者選定結果に基づいて指定管理候補者を決定し、九重町議会の議決を経て、下記のとおり指定管理者を指定しましたのでお知らせします。

記

1. 指定管理者に指定した団体及び指定の期間

■九重“夢”大吊橋物産直売所

〔指定管理者に指定した団体〕大分県農業協同組合 代表理事理事長 平間 悟

〔指 定 の 期 間〕令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

■麻生原集会所

〔指定管理者に指定した団体〕麻生原集会所管理組合

〔指 定 の 期 間〕令和4年1月1日から令和9年3月31日まで(5年3箇月)

2. 指定管理者の指定までの経過

令和3年9月2日～第1回指定管理者検討委員会

◎公募分に係る募集要項(案)、審査基準(案)、スケジュール(案)等の審議
(九重“夢”大吊橋物産直売所／宝泉寺交通センター)

令和3年9月16日～第1回指定管理者選定委員会

◎公募分に係る募集要項、審査基準、スケジュール等の審議・決定
(九重“夢”大吊橋物産直売所／宝泉寺交通センター)

令和3年9月27日

公募分に係る指定管理者募集の告示(町掲示板、町ホームページ)

令和3年9月27日～28日／10月22日～23日 指定管理者募集の無線放送

令和3年10月13日 九重“夢”大吊橋物産直売所指定管理に係る現地説明会(参加なし)

令和3年9月29日～10月22日 質問書受付期間(質問なし)

令和3年10月22日～11月5日 応募受付期間

◎公募分

・九重“夢”大吊橋物産直売所～1者申請

・宝泉寺交通センター～申請なし

令和3年11月12日～第2回指定管理者検討委員会

◎公募分申請者に係る資格審査

・九重“夢”大吊橋物産直売所(2者)※審査結果:応募資格有り

◎任意指定分に係る申請要領(案)等の審議

・麻生原集会所

令和3年11月18日～第2回指定管理者選定委員会

◎公募分申請者に係る書類審査

※申請者が1者であることから、採点は行わずヒアリングのみで、選定審査を行うことに決定

◎任意指定分に係る申請要領等の審議・決定

・麻生原集会所

令和3年11月19日～11月24日 応募受付期間

◎任意指定分

・麻生原集会所～1者申請

□令和3年11月26日～第3回指定管理者選定委員会

◎公募分に係るヒアリング、指定管理候補者の選定

- ・九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理候補者 ⇒ 大分県農業協同組合を選定
〔指定管理期間〕令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年)

◎任意指定分に係る指定管理候補者の選定

- ・麻生原集会所の指定管理候補者 ⇒ 麻生原集会所管理組合を選定
〔指定管理期間〕令和4年1月1日から令和9年3月31日まで(5年3箇月)

□令和3年11月26日～指定管理候補者を決定

- ◎九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理候補者 ⇒ 大分県農業協同組合に決定
〔指定管理期間〕令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年)

- ◎麻生原集会所の指定管理候補者 ⇒ 麻生原集会所管理組合に決定
〔指定管理期間〕令和4年1月1日から令和9年3月31日まで(5年3箇月)

□令和3年12月17日～令和3年第4回九重町議会定例会

指定管理者を指定する議案の審議・議決

- ◎九重“夢”大吊橋物産直売所指定管理者 ⇒ 大分県農業協同組合を指定
〔指定管理期間〕令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年)

- ◎麻生原集会所の指定管理者 ⇒ 麻生原集会所管理組合を指定
〔指定管理期間〕令和4年1月1日から令和9年3月31日まで(5年3箇月)

3. 指定管理者選定委員会による指定管理候補者の選定

(1)九重町指定管理者選定委員会

- 委員長 小田 詰志(九重町区長会 会長)
- 委員 竹尾 悦子(九重町女性会議 会長)
- 〃 原田 敏雄(税理士／原田敏雄税理士事務所)
- 〃 武石 勝巳(九重町会計管理者兼税務課長)

(2)選定審査報告

九重“夢”大吊橋物産直売所及び宝泉寺交通センターの指定管理者について公募(令和3年9月27日公告)を行い、応募受付期限(令和3年11月5日)までに、九重“夢”大吊橋物産直売所については1者の応募がありましたが、宝泉寺交通センターについては応募がありませんでした。第2回指定管理者検討委員会(令和3年11月12日開催)で資格審査を行った結果、応募資格を満たしていることから、第2回指定管理者選定委員会(令和3年11月18日開催)で書類審査、第3回指定管理者選定委員会(令和3年11月26日開催)でヒアリング審査を実施しました。九重“夢”大吊橋物産直売所については、応募のあった1者について各選定委員が共通認識の下で審査項目に基づく評価を行った結果、現行指定管理者としての管理運営実績等を踏まえた具体的で実行性のある管理運営計画や収支計画等総合的に優れた提案内容であった大分県農業協同組合を九重“夢”大吊橋物産直売所の指定管理候補者に選定しました。

また、麻生原集会所については、従前の各集会所と同じく、各地域における生活環境の向上、福祉の増進等に資するものであり、施設の性格上、指定管理者を公募することは現状になじまないことから、公募は行わず、地元関係行政区等である麻生原集会所管理組合を任意に指定管理候補者として選定しました。
～「選定審査講評」は別紙のとおり～

(3)選定基準及び審査項目

◎ 選定基準

<九重町公の施設の指定管理者の指定に関する条例第4条第1項に定める選定基準>

- (1)事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
 (2)事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の削減が図られるものであること。
 (3)事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
 (4)前3号に掲げるもののほか、町長等が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

◎ 審査項目

◎ 住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること	① 施設の設置目的及び町が示した管理の方針に対する団体の経営方針
	② 平等な利用を図るための方針
	③ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
◎ 公の施設の効果を最大限発揮できるか	① 利用者増を図るための具体的な手法及び期待される効果
	② 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
◎ 管理の経費の削減が図られるものであること	① 施設の管理運営に係る経費の内容
◎ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること	① 施設の管理区域及び運営の実施方針
	② 具体的な取り組み
	③ 施設の運営体制や組織
	④ 適正な管理や経理
	⑤ 安全管理、緊急時の対応
	⑥ 環境、障がい者への配慮
	⑦ 類似施設や関連業務の管理実績の有無
◎ 地域活性化の取組	① 町民の雇用について
	② 町や町民、地域等との連携・協働の取り組み